

第 22 期愛知県内水面漁場管理委員会

第 7 回 会 議 議 事 録

令和 8 年 3 月 18 日
内水面漁場管理委員会委員室

日	時	令和8年3月18日(水)午後1時30分から午後2時00分まで				
場	所	内水面漁場管理委員会委員室				
議	題	第1号議案	こいの放流等に関する委員会指示について(指示)			
		第2号議案	令和8年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び 目標数量について(協議)			
		報告事項	令和7年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績につ いて			
出	席	委員	井野川仲男	愛敬 春男	山口 邦夫	村松 孝太郎
			丹羽 浩和	大内 徳明	高橋 英二	立木 宏幸
			谷口 義則			
欠	席	委員	浅野 友子			
事	務	局	職員	書記長	長井 猛	
				主 査	黒田 拓男	
				非常勤職員	江口 千香	
農	業	水	産	局	水	産
					振	興
					監	
					岡	本
					俊	治
					課	長
					坂	口
					泰	治
					担	当
					課	長
					原	保
					課	長
					大	橋
					昭	彦
					課	長
					村	内
					嘉	樹
					課	長
					村	内
					嘉	樹
					主	任
					金	田
					康	見
					課	長
					長	谷
					川	圭
					輔	

事務局（長井）

定刻となりましたので始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。
資料は、会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案及び報告事項の以上5種類です。過不足はございませんでしょうか。

〔資料確認〕

それでは、ただ今から第7回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。

最初に井野川会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（井野川）

第7回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、挨拶を申し上げます。

委員各位、また行政関係者の皆様方にはお忙しい中、当会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、3月を迎え愛知県では年度末ということで、個人的な話になりますが、水産振興監の岡本さんが還暦を迎え今月をもって後任に席を譲るということでございまして、長い間水産行政を引っ張って頂き本当にありがとうございました。

それでは、県内の内水面の話に移ります。この時期は何といつてもアマゴ釣りでございまして、2月頃から県内の様々なところで解禁されております。組合によっては様々な取組をされておりました、釣りの大会やスクールを開催するなど積極的に取り組まれております。こうした努力が実り、多くの遊漁者がくることを期待しております。

一方で、今年の大きな問題は、東海地方の渇水だと思います。とりわけ河川の流域が狭い東の方の豊川水系ですね。水源である宇連ダムは、昨日とうとう貯水量が0パーセントになりました。豊川用水に、なんとか水を補給するというので本川から水を汲み上げております。これは1995年以来ということで31年ぶりの

ことだそうです。こうした濁水とか、河川水の色々な理由によって内水面漁場に影響が出ない様に注意するところでございます。

本日の議題は、議案2件、報告事項1件となっております。

委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

事務局（長井）

ありがとうございました。

それでは岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。

水産振興監（岡本）

第7回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、また遠路より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃は水産行政を御理解、御協力頂き御礼申し上げます。

先程、会長の御挨拶にありましたように、私60歳になりましたので今月末をもって退職ということになりました。これまで委員の皆様方に御世話になりましたこと重ねて御礼申し上げます。

私は釣りが好きで、この職業を選び採用され勤めてきたのですが、海と川どちらかといいますと川の方が私は好んでおります。海も釣りがありますが、川や池の釣りが好きで7、8年前からやっとアユ釣りを始めることができまして、シーズンになりますとアユを釣りに行くことが楽しみです。岐阜県にも行くのですが、近場の愛知県で釣れる川があるということは何よりですので、今後は後輩に託しますが、愛知県の内水面が豊かな漁場になればと思っております。会長の御挨拶にもありましたとおり、今濁水となっておりますが、昨年来稚アユの汲み上げ放流等もやっておりまして、天然遡上が必要な河川もあります。これからアユの稚魚を放流する時期にもなりますので、河川環境が安定して今年も昨年並みに魚が釣れて、お客さんが県内河川にたくさん来て頂けることを祈念しております。

本日の議題は、議案2件と報告事項1件と伺っております。

事務局（長井）	<p>慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員 10 名のうち、9 名の出席を得ましたので、漁業法第 173 条で準用する第 145 条第 1 項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第 5 条第 2 項によりまして、井野川会長に議長をお願いいたします。</p>
議長（井野川）	<p>私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。</p> <p>議事録署名者には、議長の私と、大内委員、高橋委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>なお、発言される際には挙手をして頂き、私の指名をもって発言して頂くようお願いいたします。</p> <p>第 1 号議案の「こいの放流等に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>第 1 号議案「こいの放流に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>はじめに、委員会指示について御説明いたします。</p> <p>資料 3 ページを御覧ください。漁業法第 120 条において、海区漁業調整委員会は、漁業調整のために、関係者に対して水産動植物の採捕に関する制限や漁場の利用に関する制限などの必要な指示をすることができまして、これを委員会指示といたします。</p> <p>内水面においては、第 171 条第 4 項の規定により、内水面漁場</p>

管理委員会が指示することとされております。

なお、ここでいう「関係者」とは、漁業者や漁業従事者に限らず、遊漁者等も含まれます。このため、今回お諮りいただくこいの放流等に関する指示については、一般を含む全ての方が適用の対象となります。

資料4ページを御覧ください。続いて、コイヘルペスウイルス病について御説明いたします。コイヘルペスウイルス病につきましては、コイに発生するウイルス性疾病で、死亡率が高い病気ですが、現在のところ有効な治療法は確立していません。そのため、持続的養殖生産確保法において、まん延した場合に養殖水産物に重大な損害を与えるおそれがあるものとして、特定疾病に指定されております。持続的養殖生産確保法において、県は、特定疾病の発生が疑われたときには検査を行い、陽性と判断されたときは、移動制限や魚の処分などのまん延防止措置を命じることができると規定されております。

我が国では、平成15年10月に、茨城県霞ヶ浦でコイヘルペスウイルスが原因とされる大量死が初めて確認されまして、本県におきましては、平成15年11月に一宮市の釣り堀で初めて発生が確認されました。これまで、一般の方からの通報等により、個人所有の池及び天然河川等で20件の発生が確認されており、直近では、令和6年9月に個人所有の池で発生が確認されています。

この疾病のまん延を防ぐため、本県においては、水産庁の指導に基づき、当委員会で平成16年度に、こいの持ち出しや放流を制限する委員会指示を発動いたしました。コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療方法が確立されていない中では、こいの不用意な移動や放流により、まん延を引き起こす可能性があることから、今日まで継続して委員会指示を発動しているところでございます。

資料6ページを御覧ください。こちらが現在発動しております「こいの放流等に関する指示」でございます。内容としましては、コイヘルペスウイルス病対策のため、こいの放流を制限するもの

でございます。今回、この指示が3月31日に有効期限を迎えますが、引き続き本委員会の指示が必要と考えます。

1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現行の指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで1年間更新するものです。それでは指示案を朗読させていただきます。

「指示案朗読」

本案が御承認いただければ、指示の公報掲載日につきましては3月27日を予定しております。

なお、委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承をお願いいたします。

また、県公報で告示して県民に周知することとなりますが、その他に県内の内水面漁業協同組合及び錦鯉団体等へは文書の発送により一層の周知を図る予定としております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

議長（井野川）

ありがとうございました。

ただ今の内容につきまして、何かご質問等はございますか。

質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多数）

（異議無し）

議長（井野川）

異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。

委員（全員）	（挙手全員）
議長（井野川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、第1号議案の「こいの放流に関する委員会指示について」は、原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に、第2号議案の「令和8年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」と、報告事項の「令和7年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」ですが、この2つの議題につきましては関連があり、第2号議案を協議する際には、報告事項を先に報告させていただくことが必要であると考えております。</p> <p>従いまして、まず報告事項を事務局から説明いただき、続いて第2号議案を審議したいと思います。</p> <p>御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	（異議無し）
議長（井野川）	<p>異議無しの声がありましたので、第2号議案及び報告事項を一括して上程します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>報告事項「令和7年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」御説明いたします。</p> <p>はじめに、内水面における第5種共同漁業の増殖義務について御説明いたします。資料の1ページをご覧ください。下線の部分が関係箇所となります。内水面におきましては、漁業法第168条において「内水面における第5種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において増殖をする場合でなければ、免許してはなら</p>

ない」と規定し、免許権者である内水面漁協に増殖義務を課しています。その理由といたしましては、内水面は海面と異なり水産資源が限定的であり、また、立地条件から採捕が容易なため資源が枯渇する恐れが大きいことに加え、広く周辺住民による採捕や遊漁が多く行われるという、公共的な性格が強い河川等に漁業権を発生させることから、漁業権者に増殖の義務を課しているということでございます。この増殖義務については、1ページ中ほど、カタカナのイの部分の下線にありますとおり、水産庁長官通知において、漁業権者が計画的に増殖できるように、内水面漁場管理委員会が毎年、増殖目標を漁業権者に示し、かつインターネットなど適切な方法で告示すること、また、ページの一番下の下線で示すように、漁業権者から増殖実績の報告を求めることとされております。

2ページを御覧ください。令和7年度の増殖実績につきまして御説明いたします。表は漁業権毎に整理したものでありまして、左から免許番号、漁業権者である漁協名、放流、人工ふ化放流、産卵場造成といった増殖方法の魚種別の数量を示しています。また、各漁業権の行の上段に増殖目標数量を、下段に増殖実績を示しております。

産卵場造成のあゆの欄をご覧ください。

あゆの産卵場造成につきましては、内共第6号において実施されております。表下の※印で示しましたとおり、3カ所で合計600㎡を造成しておりまして、1㎡につき0.858kgの放流、換算重量で515kgとみなし、あゆの放流に合算しております。増殖実績が目標数量に達しなかったものについては、グレーの塗りつぶしで示しております。

令和7年度につきましては、概ね目標は達成されておりましたが、内共第1号、第6号、第8号、第11号、第12号及び第13号で目標数量に達しなかった魚種がありました。目標数量に達しなかった理由について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

内共第1号において、にじますの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、入手先であった豊根村内のにじます養殖業者が、令和5年6月豪雨の影響で損壊し、再建も検討されていたようですが、令和7年に廃業が決まり、村外の養殖業者から入手したが、必要数量を確保できなかったとのことです。

次に、内共第6号において、うなぎの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、組合の担当が体調不良で一時不在となり、その結果供給元である養鰻業者への発注手続を行わなかったとのことです。

なお、内共第8号においても、同様の理由で目標数量に達しておりません。

内共第6号において、てながえびの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、漁業権外で放流用のてながえびの採捕に努めたが、資源状況が悪く必要数量を確保できなかったとのことです。

また、こい及びふなの産卵場造成が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、人工産卵床の準備はしたが、河川状況の変化により昨年とは別の適地の選定が必要となったが、産卵期までに造成適地が選定できなかったとのことです。

なお、ふなについては、産卵場造成の代わりに種苗放流を行ったとのことです。

次に、内共第11号及び第13号において、あゆの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、淵が消失するなど漁場環境の悪化により、あゆが定着しない河川状態と判断し、必要数量の放流を見送ったとのことです。

また、内共第11号、第12号及び第13号において、うなぎの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、令和7年の組合役員改選で新体制に移行し、事務に不慣れの中、供給元である養鰻業者への発注手続を行わなかったとのことです。これら目標が達成できなかったものにつきましては、止むを得ない

理由と判断できるものもありましたが、一部については、発注手続きを行わなかったなど、やむを得ないとはいえない理由のところもございました。

目標数量に達しなかった組合につきましては、種苗の入手時期や産卵場造成の実施時期を検討するなど、次年度目標達成に向けて努力すると聞いております。また、今回発注手続きの不備により未達成となった組合に対しましては、水産課とともに組合に出向き、漁業権制度における増殖義務の位置付け及びその履行の必要性について指導しましたところ、組合からは次年度は必ず実施するとの回答を得ております。

報告事項「令和7年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」の説明は以上でございます。

続きまして、第2号議案「令和8年度第5種共同漁業権増殖方法及び目標数量」について御説明いたします。

はじめに3ページを御覧ください。水産庁長官通知の下線の部分が関係箇所となります。委員会が目標増殖量を決定するに当たっては、漁場環境の変化や過去の実績、漁業権者の経済的負担などを勘案して決定するよう指導があります。

4ページ以降は、参考として令和7年度の目標数量を示した公示文を載せております。

1ページを御覧ください。令和8年度の増殖方法及び目標数量を漁業権毎に示しております。令和7年度から変更があった箇所について、グレーの塗りつぶしで示しております。

内共第19号のあまごの人工ふ化放流につきましては、発眼卵を管理・畜養していた者が亡くなったことなどにより継続が難しいため増殖方法を変更したいとの漁業権者からの意向を踏まえまして、人工ふ化放流実施に見合った数量を放流に加える形で変更しております。この他については、昨年度に比べ漁場が極端に縮小する等の漁場環境に著しい変化はないことや、目標数量に達しなかった組合も、種苗の入手時期や産卵場造成の実施時期などを検

討するなど、目標達成に向けて努力することから、来年度の増殖方法及び目標数量につきましては、今年度と同じとしております。

増殖目標に関する説明は以上となりますが、今後は増殖目標数量の達成に向けて、水産課、農林水産事務所、水産試験場と連携し、必要に応じて現地に赴き、指導・助言を行っていきたいと考えています。また、報告事項において御説明しましたとおり、今年度目標数量に達していないものの中には、やむを得ない理由のところもございましたが、事務局としましては「水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」とする漁業法の趣旨に立ち返り、水産課とともに目標達成に向けて強く指導を行ってまいります。また、それでも改善の見込みが低い魚種につきましては、令和10年度に実施する内水面漁場計画の見直しを一つのタイミングとして、漁業権対象種を見直す他、増殖目標の設定方法の変更も含めて検討してまいります。

この案について、御承認いただければ、3月27日の公報登載を予定しております。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

議長（井野川）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問もないようですので、第2号議案を採決することに御異議はございませんか。

議員（多数）

（異議なし）

議長（井野川）

異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。

委員（全員）

（挙手全員）

議長（井野川）

ありがとうございました。

挙手全員と認め、第2号議案の「令和8年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」は原案どおり適当と認めることといたします。

議長（井野川）

以上で、本日子定の議題は終了しました。

これをもちまして第7回委員会を終了します。

委員の皆様ありがとうございました。

議 長

議事録署名者

議事録署名者